## <u>質問回答</u>

NO.	質問	回答
1	2社の共同事業体による競争入札の参加、あるいは2社の共同事業実施による競争入札の参加は可能でしょうか。	共同事業体による入札の参加は不可ですが、入札説明書 13.その他 (2) に記載のとおり、共同事業実施は可能です。
2	別添2の当該業務仕様書の「2.業務の目的」の第5段落目には『現時点での「瀬戸プラネットとしての令和6年度の重点アクション」は契約締結後に環境省より情報提供』とありますが、令和6年度の重点アクションの検討・決定経緯及び重点アクションの実施想定主体の検討・決定経緯に関する情報も、当該情報提供に含まれるのでしょうか。	令和6年度の重点アクションの検討・決定経緯及び重点アクションの 実施想定主体の検討・決定経緯に関する情報も、当該情報提供に含 まれます。
3	令和6年度の重点アクション及び重点アクションの実施想定主体の検討・決定経緯を含む、瀬戸プラネット全般の検討・決定経緯を取りまとめた業務報告書又は資料等は、公開されていないのでしょうか。公開されている場合は、資料の名称や入手・閲覧可能な場所をご教示いただけませんでしょうか。	は公開されておりません。必要に応じ契約締結後に情報提供を行い